

令和3年度島田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、島田市が法第2条第4項に規定する障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的事項を定めるものである。

1 方針の適用範囲

この調達方針は、島田市財務規則第2条に規定する主管及び本市における地方公営企業法第14条に規定する組織（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

2 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

3 調達の目標

令和3年度においては、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

4 調達推進の方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- (2) 適用部署による障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (3) 福祉課は、適用部署による障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑化を期するため、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を積極的に適用部署に提供する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、年度終了後に市ホームページ等により速やかに公表する。

6 その他

物品等の調達推進に限らず、障害者就労施設等の市役所庁舎内での物品の

販売スペース確保等を通じ、販売機会の確保及び市民等への PR 推進にも努めることとする。

附 則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。